

平成31年度東京都社会福祉事業団経営方針

I 経営理念

事業団は、東京の福祉施策を牽引してきた都立施設の先駆性、専門性を継承し、利用者が、かけがえのない個人として尊重され、社会の一員として日常生活を営むことができるよう、次の理念に基づき法人の経営に取り組んでいく。

- 1 利用者本位のサービスを徹底します。
- 2 都立施設が担ってきた公的な役割を継承します。
- 3 地域と連携し、地域福祉の向上に貢献します。

II 事業団運営施設

事業団は、次の児童養護施設6施設、障害施設4施設（うち2施設は児・者併設）、計10の都立施設について、指定管理者として管理運営している。

また、自主運営施設として障害者支援施設「日野療護園」、「希望の郷 東村山」を運営しており、自主事業として、共同生活援助事業所（グループホーム）を運営しているほか、一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業を実施している。

【指定管理施設】

＜児童養護施設：6施設＞

東京都石神井学園	平成27年度から平成31年度まで (第四期指定管理期間)
東京都小山児童学園	
東京都船形学園	平成30年度から平成32年度まで (第五期指定管理期間)
東京都八街学園	
東京都勝山学園	
東京都片瀬学園	

<福祉型障害児入所施設：3施設>（うち2施設は障害者支援施設との併設）

東京都七生福祉園（併設）	平成30年度から平成32年度まで （第五期指定管理期間）
東京都千葉福祉園（併設）	
東京都東村山福祉園	平成30年度から平成34年度まで （第五期指定管理期間）

※七生福祉園及び千葉福祉園については、18歳以上の入所者がいるため、障害者支援施設としての指定を併せて受けている。

<障害者支援施設：3施設>（うち2施設は福祉型障害児入所施設との併設）

東京都七生福祉園（併設）	平成30年度から平成32年度まで （第五期指定管理期間）
東京都千葉福祉園（併設）	
東京都八王子福祉園	

【自主運営施設】

<障害者支援施設：2施設>

日野療護園
希望の郷 東村山

【自主事業】

<共同生活援助事業（グループホーム）>（ ）はユニット

あおば（あおば、あすか、のぞみ1、のぞみ2、らいふ、みらい1、みらい2）
きらり（きらり、ウィズ、どらやき、けやき、かえで）

<一般相談支援事業>

相談支援ステーションほたる	相談支援室ポレポレ
---------------	-----------

<特定相談支援事業>

ここななお	東村山相談支援事業所	相談支援ステーションほたる
相談支援室ポレポレ	相談支援事業所 ふうり	

<障害児相談支援事業>

相談支援事業所 ふうり

※定員は12頁、13頁に記載

Ⅲ 平成31年度取組方針

事業団経営理念の下、事業団は東京都の指定管理者並びに都立施設の民間移譲先運営事業者として、児童養護施設及び障害施設の運営に万全を期すとともに、利用者サービスの充実に努める。さらに、地域ニーズ及び社会の状況の変化を的確に捉え事業

の拡大や新たな取組を行い、積極的に地域福祉の増進や社会への貢献に努めるとともに東京の福祉施策を牽引していく。

また、平成27年度に策定した事業団中期経営計画の計画期間の最終年度として、引き続き計画に掲げる各種取組を推進するとともに、これまでの成果や課題、事業団を取り巻く情勢の変化を踏まえ第Ⅱ期事業団中期経営計画（平成32年度から平成36年度まで）を策定する。

日野療護園については、効率的な施設運営を一層進めることにより、安定的な経営を行うとともに、老朽化した施設の改築に向け、通所・短期入所等の具体的な支援内容、必要な施設設備について検討し準備を進める。

希望の郷 東村山については、開設2年目として利用者の安全で安心できる生活の確保を最優先とする。あわせて、運営体制の検証やコスト管理の徹底等による効率的な施設運営を行うことにより、着実かつ安定的な自主運営を実現するとともに、通所定員の拡大等により、地域福祉の向上に貢献する。さらに、グループホームのユニットを開設し、新たな地域移行の受け皿としていく。

石神井学園については、虐待による重篤な愛着障害の症状等を有する児童に生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能モデル事業」について、事業の検証・課題把握を行い、新たな展開に向けた検討を進め、東京都と連携してモデル事業の総括をしていく。

障害施設、児童養護施設を問わず、利用者の人権を守り、安全安心な生活を確保することは施設運営の中で最も基本的かつ重要であり、事業団は人権擁護について、施設長をはじめとした管理監督者、職員それぞれに対し、意識の徹底を進める。施設内虐待や暴力などは、小さな芽のうちに気づき、組織的に対応することを徹底するため、事業団本部及び全施設を挙げて新任職員への早期教育や職員の意識改革、風通しのよい職場づくりなどあらゆる取組を進めていく。

1 利用者本位のサービスの徹底

- 児童養護施設においては、児童一人ひとりの意思や個性を大切にし、児童が安全で安心した日常生活を送る中で、心身ともに健全な成長を遂げ、将来に向けた自立の意欲や生活力を育てていくことができるよう質の高いサービスを提供する。
- 障害施設においては、利用者が安心して生活し、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう質の高いサービスを提供するとともに、安全・快適な施設環境の実現に努める。

(1) 質の高いサービスの提供

利用者本位のサービスの徹底に向けて、各職員が連携・協力しながら安全・安心の確保や家庭的な寮（棟）運営に努めるとともに、利用者一人ひとりに向

き合い、その個性や主体性を尊重したサービスを提供する。

■ 児童養護施設における取組

- 児童が、安心して生活し、職員との愛着関係を育み、大切にされているという実感が持てるように、家庭的な寮（棟）運営やグループホームの円滑な運営等を推進する。
- 個々の児童の意向や課題を踏まえた自立支援計画に基づき、児童相談所、学校、病院等の関係機関との連携を図りながら、家庭復帰や社会的自立に向けて、きめ細やかな支援を行う。
- 被虐待児や発達障害児、高齢児童が増加していることを踏まえ、心理的療法や様々な支援プログラムの活用等、専門的な支援を充実する。
- 保護者との信頼関係を築くとともに、親子宿泊や一時帰宅など家庭との交流を図り、親子再統合を着実に推進する。また、家庭支援専門相談員を中心に、親子関係再構築支援の充実を図る。
- 家庭復帰や社会的自立等により退所した児童に対して、自立支援コーディネーター等を中心にアフターケアを充実する。

■ 障害施設における取組

- 利用者が、安心して生活するとともに、自立した日常生活又は社会参加ができるよう、希望する生活や課題を丁寧に把握した上で、個別支援計画・入所支援計画を作成し、個々の状況に応じた質の高いサービスを提供する。
- 利用者の高齢化や障害の重度化に対応し、医療的ケア、理学療法等の訓練、心理的療法などの専門的支援や個別的支援を充実する。
- 地域生活を希望する利用者に対し、関係機関等と連携して必要な支援を積極的に行うとともに、居住の場を確保するためグループホームを設置・運営する。
- 障害児入所施設においては、専門機能の強化を図るとともに、過齢児の地域生活等への移行を推進する。
- 通所サービスやショートステイ等の実施により地域で生活する障害者の生活を支えるとともに、相談支援事業により、入所施設や精神科病院等からの退所、退院にあたっての地域移行・地域定着の支援等の充実を図る。

（２）サービス内容の検証・改善

福祉サービス第三者評価の受審や苦情相談のための第三者委員の設置・活用などにより、各施設で提供しているサービスを、客観的な視点から検証、評価する体制を発展させ、更なる改善の取組を進める。

また、施設独自の利用者満足度調査を全施設において実施し、利用者の意見をサービスに反映し、利用者満足度の一層の向上を図る。

■ 福祉サービス第三者評価の活用

平成30年度福祉サービス第三者評価の受審結果を踏まえ、改善計画を策定し、改善に取り組むとともに、平成31年度も引き続き、全施設においてサービス評価を受審する。

過去に改善に取り組んだ事項も含め、長年受審した実績を現在の施設運営に的確に反映させていく。

常に第三者の視点からサービスの点検・評価を受け、その結果を踏まえて改善を行うPDCAサイクルを定着させることにより、より開かれた施設運営とサービス水準の向上を図る。

■ 苦情解決制度等の充実

第三者委員による定期的な相談の実施や適切な苦情対応など、利用者が施設に対して意見や苦情を伝えやすい環境を整備するとともに、苦情に対する迅速な対応、利用者意見のサービスへの反映に取り組む。

■ 利用者満足度調査の実施

各施設のサービスについて、施設独自の利用者満足度調査を全施設において実施し、利用者の率直な意見や要望等を把握する。これらの利用者の声を十分に踏まえたサービスの向上や改善に取り組み、利用者が満足できる生活の実現を目指す。

2 公的な役割の強化

これまで都立施設が担ってきたセーフティネットとしての公的な役割を引き続き果たすため、特別な支援が必要な児童や利用者を積極的に受け入れるとともに、先駆的な施策に取り組み、その普及啓発を行うことで東京の福祉をリードする。

■ 特別な支援が必要な利用者の受入れ

児童養護施設については、引き続き、虐待による様々な症状を持つ児童、情緒・行動上の問題を抱える高齢児童、他施設での支援が困難なため措置変更された児童等、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れる。障害施設については、引き続き、最重度障害者や強度の行動障害のある知的障害者等、特別な支援が必要な利用者を積極的に受け入れるとともに、強度行動障害への対応や痰の吸引等の専門的ケアが行える職員を計画的に育成し、セーフティネットとしての機能を強化する。

■ 先駆的な施策の実施

重度の障害があっても希望する地域で生活できるよう、関係機関と連携して地

域生活移行に向けた取組を行うとともに、虐待による重篤な症状を持つ児童を対象とした「連携型専門ケア機能モデル事業」を着実に実施するなど、先駆的な施策に積極的に取り組む。

■ 専門的な支援技術等の普及啓発

他の民間法人では受入れが困難な強度行動障害を有する利用者等に対する専門的支援等、事業団施設で蓄積されたノウハウや専門的な支援技術は、研修講師派遣等を活用し外部に情報発信する。また、各施設において見学者や実習生、研修生を積極的に受け入れるなど、東京の福祉水準の向上に寄与する。

3 人材の確保・育成の充実強化

都派遣職員の退職・派遣解消、民間移譲による施設の自主運営化に対応するため、質の高い人材の安定的な確保に向けた取組を強化する。また、高い専門性や職級に応じたスキルを備えた職員を育成するため、事業団人材育成方針及び研修計画に基づき、①職務を通じたOJTの推進、②計画的かつ効果的な研修の実施、③自己啓発支援制度、を3つの柱として人材育成に取り組んでいく。

各施設においては、施設全体でOJTを推進する体制の構築に努めるとともに、施設の実態を踏まえた独自の研修の充実強化を進め、これまで蓄積してきた利用者支援の技術を若手職員へ早期に引き継ぎ、サービス提供の中核を担う職員の育成を図る。

また、各施設のモデル的な取組や支援ノウハウを共有し活用する。

■ 人材確保の取組強化

ここ数年、毎年度100名以上の職員採用を必要としており、人材の確保が喫緊の課題となっている。質の高い人材を安定的に確保していくため、学校訪問、採用説明会、各種広報媒体の活用等のPR事業の強化、内定者交流会やSNSを活用した情報提供等の内定者辞退防止策、採用制度・選考の更なる見直しなど、あらゆる取組を実施するとともに、平成30年度に実施した離職理由等に係る調査の結果を踏まえた離職防止策に着手する。

■ OJT推進体制の確立

各施設に配置するOJT推進担当者や新任職員育成担当者（チューター）などを有効に活用しながら、人材育成の基本であるOJTの推進に施設全体で取り組むとともに、本部において各施設におけるOJT体制の推進状況を把握し、OJTに関する意識・能力向上を図るための研修を実施することにより、OJTの更なる活性化・定着化を進める。

■ 計画的・効果的な研修の実施

職層・職責・職歴に応じた育成目標を明確にし、体系的な研修を行う。新任職員の早期戦力化に向け、引き続き内定者の事前勉強会を開催する。あわせて、各施設が実施する新任研修の標準化に努めるとともに、今後は全体的なレベルアップを目指していく。また、各寮（棟）で中核を担う中堅職員の育成強化を図るため、昇任時研修の実施によりリーダーとしての意識を持たせ、リーダーとして更なる力の発揮を目指して現任研修を実施する。あわせて、将来的に法人・施設経営を担う職員を育成するため、管理監督者向けにマネジメント力や経営感覚を身に付けるための研修を実施する。

また、事業団人材確保・育成委員会において、各施設の研修委員会等との連携のもと、人材育成策の充実強化に向けて、OJT推進体制や事業団研修の評価・見直しを行う。

■ 自己啓発支援制度の効果的な活用

職員の「自ら育つ」意識を引き出し、自己啓発の機運を高め、自学を促す職場風土を醸成するため、自己啓発支援制度を積極的に活用し、職員の資格取得や通信教育講座等の受講を支援する。

■ 支援技術の共有化及び活用促進

事例研究発表会や職員提案制度等を通じて、各施設や職員の先進的な取組やノウハウの共有化を図り、事業団全体での活用を促進する。

4 運営体制の強化

虐待等不適切支援の防止に向けた取組の強化など、利用者の権利擁護を推進するとともに、外部専門家によるスーパーバイズの実施等により、職員の支援技術向上を図る。また、風通しの良い職場づくりの整備に努める。

さらに、個人情報保護、情報セキュリティ対策及びリスクマネジメントを徹底するとともに、効率的な施設経営による自立的経営基盤の確立に努める。

■ 権利擁護（虐待防止）の取組強化

事業団虐待等防止委員会において各施設の事案や取組について、共有・検討を行うなどにより、各施設の危機管理意識・人権意識の強化を図っていく。また、全職員を対象とした3年に1度の悉皆研修である事業団虐待防止研修とともに管理監督者向けの研修も実施する。さらに全職員アンケートにより職員の意識のモニタリング等を行うなど、事業団全体として利用者の権利擁護に向けて取り組む。

各施設においては、職員倫理綱領、虐待防止マニュアル等を周知徹底するとと

もに、新任職員に早期に支援上のルールを教育したり、施設内研修や権利擁護委員会等において、職員の意識啓発を図る取組を強化するなど、不適切な対応は小さな芽のうちに気づき、組織的に対応することを徹底する。あわせて、対応が困難な利用者に対する専門的な支援に関する研修等を実施し、利用者の状況に応じた適切な支援を進める。

■ 外部専門家、外部医師等との連携

困難事例の対応について、高い専門性とスキルを備えた外部専門家によるスーパーバイズ、非常勤医師による定期巡回相談等を実施することにより、職員の支援技術の向上や適切な知識の習得を図り、特別な支援が必要な利用者の多様で重層的な支援課題に適切に対応する。

■ 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）、事業団個人情報保護規程及び事業団情報セキュリティ対策基準等を遵守し、各施設に情報セキュリティ責任者を配置するとともに、チェックリストによる自己点検の実施等により、個人情報の適正な管理を徹底する。

■ リスクマネジメントの徹底

日々の支援等の記録を適切に残すことやヒヤリ・ハット事例の収集・検証が事故防止のために重要であることを周知徹底する。万が一事故が起こった場合は、職責に応じて迅速かつ適切に対応するとともに、事後検証を行い、原因の究明や問題点への対応の見直しを図り、再発防止を徹底する。

インフルエンザやノロウィルスをはじめとする感染症や食中毒の発生を防止するため、予防策を徹底するとともに、マニュアルに基づき迅速かつ適切に対応できる体制を整備し、感染拡大の防止に努める。

■ 災害・防犯対策の取組強化

大規模な災害が発生した場合においても、利用者や職員の生命及び安全を確保するとともに施設機能を維持できるように、各施設における「事業継続計画（BCP）及び対応マニュアル」に基づき、定期的な訓練や食糧等の備蓄を確実に行うなど、地域と連携しながら各種対策を進める。また、事業団全体で初動体制の整備や施設間の連携協力についての合同訓練を実施する。

不審者対策等の防犯対策について、警察等関係機関と連携して必要な訓練や対応を進める。

■ 働きやすい職場環境の整備

職員が意欲を持っていきいきと働き続けられるよう、意見交換会や日頃のコミ

コミュニケーションの活性化等による風通しの良い職場づくりを推進するとともに、ストレスチェックの実施などのメンタルヘルス対策により、心身ともに健康に働ける充実した職場環境の整備に努める。

■ 効率的な施設経営の実施等

業務の見直しや契約内容の精査など効率的な施設経営に努めるとともに、自主運営施設を中心とした経営状況の把握や経営改善に向けた課題の把握、取組事例の共有・検討を行うなど、自立的経営に向けた体制の整備を進める。また、節電対策や温暖化対策等の環境に配慮した取組を積極的に推進する。

また、会計監査人による監査について、適切に対応することにより、法人の会計の健全性及び透明性を高める。

■ ICT 環境の整備・統一化

これまで施設ごとに整備されてきた ICT 環境を事業団全体で見直し、ネットワーク環境の整備、端末の統一化、サーバーの一元化、業務システムの統一化を段階的に進め、セキュリティ強化や業務効率化、コスト削減を図る。

■ 「部門長・グループリーダー制」による円滑な施設運営

平成30年度からすべての施設において、新たな組織体制の「部門長・グループリーダー制」に移行した。引き続き、事業団職員を管理職や部門長・グループリーダーに順次登用し、組織の中心的役割を果たすことで、事業団の運営体制を強化していく。

5 地域ニーズへの対応

地域の福祉資源として、地域社会の具体的なニーズを把握し、積極的に対応するとともに、地域と利用者の交流、施設ノウハウの地域への提供、各種活動への参加・協力などにより、地域との連携を強化し、地域社会に貢献する。

■ 地域における公益的な取組

社会福祉法の趣旨を踏まえ、各施設において、地域の実情やニーズに応じて、地域で生活する障害者や子育て世帯等を支援するための取組を推進する。

地域の子育て世帯等を対象とした講座の開催や、地域の児童・障害者等の交流の場の提供、障害者の生活相談など、各施設の機能や人材を活用した取組を行う。

■ 地域生活を支えるサービスの充実

在宅で生活している障害者（児）や、地域の子育て家庭などを支援するため、関係機関等と連携し、ショートステイや通所による生活介護事業、日中一時支援

事業などを実施する。

また、相談支援事業を行うとともに、グループホームの設置・運営を行うことにより、地域で生活する障害者（児）を支援する。

■ 多様な主体との連携

NPO、企業、地域の他法人等と連携し、利用者の社会参加や地域社会との交流を促進するとともに、地域のボランティアを積極的に受け入れ、交流を図ることとで、利用者に対し多様なサービスの提供に努める。

■ 地域との連携・協力関係の強化

地域の自立支援協議会等への参画、施設で実施する行事や研修会・公開講座等への住民参加、地域で行う福祉関連講座への講師派遣、地域の防災体制への協力、地域の各種活動への参加・協力など、地域と施設の相互交流を推進することにより、施設及び利用者に対する地域の理解が高まり、地域に開かれた施設として運営できるよう、連携・協力関係を強化する。